

Client Alert

29 June 2026

欧州競争法 M&A ガイドライン改正の動向

本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
[akira.inoue@
bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



長橋 宏明
パートナー
03 6271 9533
[hiroaki.nagahashi@
bakermckenzie.com](mailto:hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com)



篠浦 雅幸
シニア・アソシエイト
03 6271 9529
[masayuki.shinoura@
bakermckenzie.com](mailto:masayuki.shinoura@bakermckenzie.com)

はじめに

欧州委員会（以下、「欧州委」）は、2026年4月30日、かねてより注目されていた欧州における M&A に関わる企業結合審査ガイドラインの改定案（以下、「本改定案」）を公表した¹。本改定案については、2026年6月26日まで意見募集が行われた。また、欧州委は、この意見募集に関連して、同年6月10日に、利害関係者と本改定案について議論するワークショップを開催した。本改定案は、欧州委による更なる検討の上、2026年中に最終化されることが見込まれている。

本改定案が採択された場合、現行の2004年版の水平型及び2008年版の非水平型企業結合ガイドラインは、統合された単一の企業結合ガイドラインに置き換えられることとなる。全98頁に及ぶ本改定案は、欧州委の企業結合ガイドラインとしては約20年ぶりの大幅改定であり、今日の地政学的状況を反映する形で企業結合規制の適用を見直すよう、欧州委が強い政治的圧力に直面している中で公表されたものだ。欧州企業についてはグローバル市場において効果的に競争できる規模に到達することを許容することといった、特定の政治的要請はその代表例だ。そのような政治的背景を前提として公表された本改定案であるが、下記のような重要な改正点を含むことに留意が必要であろう。

違法性判断基準について

本改定案は、上記のような政治的背景にも関わらず、欧州企業の規模の拡大を目的とした違法性判断基準は採用していない。従前どおり、有効競争阻害性が生じるかどうかという規範で判断する前提だ。そのうえで、M&Aが、価格以外の競争要素、すなわち技術革新、サステナビリティ、投資、経済的レジリエンスといった側面について、潜在的に促進的な効果を有することを正面から認める。また、欧州委から承認を得ることを目的として事前届出を提出する場合、当事会社がこうした競争促進の効果について、「ベネフィット理論（theories of benefit）」として、当初から主張することを促している。加えて、同改定案は、「欧州委において、競争阻害理論（theory of harm）に基づく証拠の評価と、ベネフィット理論に基づく証拠の評価との双方について、同一の原則に従って裁量権を行使する」と指摘する。

欧州における産業競争力とクリアランス

本改定案は、技術進歩を促進する取引、重要インフラへの投資やその開発、重要な投入資源へのアクセスを可能とする取引、欧州連合の防衛対応力を強

¹ European Commission, Draft Communication from the Commission (https://competition-policy.ec.europa.eu/document/download/46dde10f-85c1-4590-a3f4-2b71f85685ef_en?filename=Merger%20Guidelines%20-%20final%20for%20public%20consultation.pdf).



化する取引については、従来よりも欧州委の承認を得やすくなる可能性があることを示唆している。

このような可能性は、とりわけ、M&Aが、欧州産業の国際市場における競争力を高める場合に妥当とする。つまり、規模を拡大するM&Aが、欧州における近接した競争者を排除するのではなく補完的な事業を統合するような場合に、連合市場及び国際市場でより効果的に競争できるようになることで、欧州産業全体の競争力向上に寄与する可能性があることを認めている。これには、以下のような取引が含まれる。

- 技術革新及び技術進歩を促進するもの、例えば、加盟国をまたぐ補完的活動の結合によって新製品を生み出す場合、又は研究開発のシナジーをもたらす場合、希少な人材や重要資源へのアクセスを加速させる場合、あるいは新技術や持続可能な技術の開発を促進する場合
- 欧州経済領域内での事業拡大を可能にするもの、又は企業がグローバル市場に参入するのに十分な規模を創出する場合
- 重要な投入資材への安定的なアクセスを可能にするもの、又は重要インフラの安全性への投資能力を高める補完的能力を統合する場合

なお、本改定案は、M&Aの当事者が主張するいかなる積極的效果も、検証可能性、取引固有性及び消費者利益の観点から評価した上で、当該取引によって生じ得る競争上の弊害を上回るものでなければならないとしている。

他方、本改定案は、競争促進の効果に関する評価枠組みをより明確にする一方で、欧州委が検討し得る競争阻害理論の範囲も明示的に広げている。市場シェアや従来型のセーフハーバーのみから得られる安心感は相対的に低下し、イノベーション、エコシステム、データ、労働市場、商業上機微な情報へのアクセス等に関する定性的な証拠が、従前以上に重要となり得る。

技術革新に対する扱い

本改定案では、M&Aが技術革新に与える影響について、正負の両面から分析することに相当な分量が割かれていることに留意を要しよう。M&Aがより大きな技術革新を促進し得ることを認めるとともに、そのようなM&Aを承認へ導く分析枠組みを明らかにしている。具体的には、スタートアップを含む小規模で革新的な企業が関与する取引について、「イノベーション・シールド」と呼ばれる概念を導入し、市場シェア等の一定の要件が満たされる限り、原則として競争上の問題は認められないとする。これにより、当該企業にとっての予見可能性が高まり、企業結合審査がより円滑に進むことが期待される。他方で、本改定案は、M&Aが技術革新を減少又は消滅させるおそれがあるという欧州委の従来からの懸念も明確にしている。その例として、企業が（通常は規模の小さい）革新的な競争相手を買収し、研究開発の重複部分を中止することによって、将来の競争上の脅威を排除する、いわゆる「キラー・アクイジション（killer acquisitions）」を掲げる。

また、本改定案は、競争促進的な効率性に関する主張について、欧州委が従来よりも前向きな姿勢を示していることを示唆する。これは、「直接的効率性」（例えば、コスト削減によって価格が低下する場合）にとどまらず、新たに「動的効率性（dynamic efficiencies）」というカテゴリーを含むものだ。動的効率性とは、M&Aの当事者にて新規又は改良された製品・サービス、改善された流通や生産、あるいはその他の競争促進的な競争パラメータ



に対して投資又はイノベーションを行う能力を付与し、又はそのインセンティブを高めるものとされる。

動的な競争可能性について

本改定案は、テレサ・リベラ欧州委員が M&A に対する分析は「よりダイナミックな」アプローチであるべきだと言及している²ことを反映し、M&A が価格や産出量に与える短期的な影響にとどまらず、より長期的な影響や事業上のインセンティブを広く考慮する用意があることを示している。欧州委は、市場シェア等に基づく静態的な市場支配力の評価だけでは企業の競争上の強みや弱みを十分に捉えられない場合に、動的な競争可能性（dynamic competitive potential）を考慮すると指摘する。また、参入や拡大の適時性を評価する際には、市場特有の時間軸を踏まえた競争者の動的な参入・拡大を検討し、さらに、企業結合が当事会社及び競争事業者の投資やイノベーションに対する能力及びインセンティブに与える影響といった、企業結合の動的効果も考慮するとする。

デジタル市場について

当然ながら、本改定案では、デジタル市場、マルチサイド・プラットフォーム、関連サービスからなるエコシステム、ゲートキーパー、その他、現行の水平型及び非水平型企业結合ガイドラインでは全く議論されていないデジタル市場に関する論点にも相当程度の分量が割かれている。現行ガイドラインは、いずれも、デジタル市場の重要性が注目されていなかった時代背景を前提とするものだ。市場環境の変化を反映した改定と評価できよう。特に、データやエコシステムを通じた競争上の地位の強化、競争事業者の商業上機微な情報へのアクセス、ネットワーク効果による参入・拡大障壁の強化といった観点は、デジタル関連 M&A において重要性を増す可能性がある。

労働市場について

本改定案において、新たに取り上げられているもう一つのテーマが、M&A が労働市場に与える影響だ。一定の状況下では、M&A が労働者の賃金低下や労働条件の悪化をもたらし得ること、そしてそれが例えば価格上昇や品質・選択肢の低下を通じて、下流の顧客に悪影響を及ぼす可能性があることを指摘する。特に、労働者が高度に専門化されており、M&A の結果、市場における代替的な雇用主の数が限られる場合には、そのような影響が生じやすいとする。他方で、本改定案は、労働市場における雇用主の買手としての市場支配力を制約し得る団体交渉協約や、関連する社会法・労働法規制についても考慮すべきとする。

今後の見通しと日本企業の対応

このように、本改定案は、今後の欧州における M&A 及び企業結合審査を検討する上で重要な諸論点を含むもので、最終案の公表やその後の執行を注視する必要がある。なお、本改定案が公表された現段階では、以下の 3 点について留意すべきと考える。

第一に、本改定案は、あくまで「案」であり、最終的なガイドラインは概ね本改定案に近い内容になると見込まれるものの、欧州委による意見募集の結果を踏まえ、重要な修正が加えられる可能性がある点だ。

² Teresa Ribera's remark at the Annual CRA Brussels Conference 2025.



第二に、EU 企業結合規則自体は見直しの対象となっていない点だ。そのため、M&A を評価する判断基準には変更がない。連合市場全体又はその実質的な部分において有効な競争を著しく阻害する M&A は、連合市場と両立しないものとして禁止される。欧州産業の長期的な存続可能性や国際競争力の強化といった他の重要な産業政策上の目的を促進するという理由のみで、有効な競争を著しく阻害する取引を欧州委がどのように承認し得るのかは、明らかではない。この点について、本改定案は、「効率性」の概念を広く捉えることによって対応する可能性を示しているが、それが司法審査に耐え得るかどうかは不透明だ。

第三に、グローバル市場で競争可能な革新的な欧州産業を育成する方向で企業結合規制を近代化する必要性に高い関心が寄せられていたが、現実には、M&A の大多数は、すでに欧州委によって、しかも多くの場合は無条件で承認されているという現状に目を向ける必要があることだ。欧州委が承認しなかった M&A はごく少数に留まり、かつ、有効競争阻害性が明らかに認定できる事案が大半である。これを前提とすると、本改定案の最終案が採択されても審査結果が劇的に変わることはない可能性が高いと思われる。しかし、欧州委が競争促進的な主張をより早い段階から検討することを明確にしていることから、承認を得やすくなる可能性は期待できるし、これまでであれば禁止されていた、あるいは承認のために大幅な救済措置を要していた案件については、承認に要する時間が短縮されるなどの効果が期待できよう。

本改定案を踏まえれば、日本企業にとっては、欧州委への届出が必要となる可能性のある案件において、従来以上に早い段階から実体審査を見据えた準備を行うことが重要となる。具体的には、取引の初期検討段階・入札段階から、水平関係や垂直関係に加え、R&D、データ、エコシステム、重要な投入資源へのアクセス・支配状況、労働市場への影響を確認し、競争促進的効果についても、社内資料、事業計画、統合計画等に基づき説明できるよう準備する必要がある。また、欧州委は社内文書を重視するため、取引の目的や競争環境に関する社内資料の作成・管理について、早期から競争法の観点を踏まえることが望ましい。

上記の通り、本改定案は、欧州委による更なる検討の上、2026 年中に最終化されることが見込まれている。最終化の具体的な時期がいつになるのか、本改定案からどのような修正が加えられるのか、注視したいところだ。